

公共用地の取得に関する特別措置法第八条（同法第四十五条行政機関若しくはその地方住宅供給において準用する場合を含む。）において準用する土地収用法地方支分部局の長	地方住宅供給公社
第二十一条第一項	公社
公共用地の取得に関する特別措置法第八条（同法第四十五条行政機関又はその地方住宅供給において準用する場合を含む。）において準用する土地収用法支分部局の長	地方住宅供給公社
第二十一条第二項	公社
登記手数料令第十八条	国又は地方公共団体の地方住宅供給公社の役員又は職員

第三条 勅令及び政令以外の命令であつて国土交通省令で定めるものについては、国土交通省令で定めるところにより、地方住宅供給公社を地方公共団体とみなして、これらの命令を準用する。

附 則 抄

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

（組織変更の登記）

2 地方住宅供給公社法（以下「法」という。）附則第二項の規定により同項の公益法人がその組織を変更して地方住宅供給公社となるときは、法附則第三項の認可のあつた日から主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、公益法人については解散の登記、地方住宅供給公社については組合等登記令（昭和三十三年政令第二十九号）第三条に定める登記をしなければならない。

3 前項の規定により地方住宅供給公社についてする登記の申請書には、定款及び代表権を有する者の資格を証する書面を添附しなければならない。

4 商業登記法（昭和三十三年法律第百二十五号）第十九条、第五十五条第一項、第七十一条及び第七十三条の規定は、第二項の登記について準用する。

（組織変更の際の登録税の非課税）

5 法附則第七項に規定する不動産に関する権利で政令で定めるものは、法第二十一条第三項各号の一に該当しない業務に係る不動産に関する権利で、当該地方公共団体又は当該法人が譲り受けることが適当であると建設大臣が認めたものとする。

6 法附則第七項に規定する政令で定める債務は、同項の公益法人が前項の権利の取得に關して負担した債務で、当該地方公共団体又は当該法人が引き受けることが適当であると建設大臣が認めたものとする。

7 法附則第七項の規定の適用を受けようとする者は、当該組織変更の日から起算して一年以内に、当該登記の申請書に組織変更があつたこと及び前二項の規定による建設大臣の認定があつたことを証する書面を添附して、その登記の申請をしなければならない。

（法附則第九項の政令で定める公共の用に供する施設）

8 法附則第九項の政令で定める公共の用に供する施設は、道路、公園、下水道、河川、砂防設備及び急傾斜地崩壊防止施設とする。

（法附則第九項の規定による貸付金の償還方法）

9 法附則第九項の規定による貸付金の償還は、均等半年賦償還の方法によるものとする。

附 則（昭和四十四年六月二三日政令第一五八号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（昭和四十四年六月十四日）から施行する。

附 則（昭和四十四年七月三一日政令第二〇六号）抄

（施行期日）

1 この政令は、法の施行の日（昭和四十四年八月一日）から施行する。

附 則（昭和四十六年十一月二五政令第三四一号）抄

（施行期日）

1 この政令は、宅地建物取引業法の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第百十号）の施行の日（昭和四十六年十二月十五日）から施行する。

附 則（昭和四十六年十一月二二日政令第三四五号）抄

（施行期日）

1 この政令は、法の施行の日（昭和四十六年十二月十五日）から施行する。

附 則（昭和四十八年三月三一日政令第三八号）抄

（施行期日）

1 この政令は、法の施行の日（昭和四十八年四月十二日）から施行する。

附 則（昭和四十八年九月二九日政令第二七八号）抄

（施行期日）

1 この政令は、昭和四十八年十月一日から施行する。

附 則（昭和四十九年一月二〇日政令第三三三号）抄

（施行期日）

1 この政令は、法の施行の日（昭和四十九年二月一日）から施行する。

附 則（昭和四十九年六月一〇日政令第二〇三三号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第二百九条の七から第二百九条の十二までを削る改正規定、第二百十條から第二百十條の九まで及び第二百十條の十三第一項の改正規定、第二百十條の十九及び第二百十條の二十に係る改正規定、附則第四条及び第五条に係る改正規定、附則第六条の次に一條を加える改正規定並びに次条から附則第二十二條までの規定（以下「特別区に関する改定規定」という。）は、昭和五十年四月一日から施行する。

附 則（昭和四十九年八月二日政令第二八八号）抄

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十九年一〇月二八日政令第三五七号）抄

（施行期日）

1 この政令は、森林法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第三十九号）の施行の日（昭和四十九年十月三十一日）から施行する。

附 則（昭和五〇年一月九日政令第二二二号）抄

（施行期日）

1 この政令は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第六十七号）の施行の日（昭和五十年四月一日）から施行する。

附 則（昭和五〇年九月三〇日政令第二九三三号）抄

この政令は、昭和五十年十月一日から施行する。

附 則（昭和五〇年一〇月二四日政令第三〇六号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（昭和五十年十一月一日）から施行する。

附 則（昭和五十四年九月四日政令第二三七七号）抄

（施行期日）

1 この政令は、昭和五十五年四月一日から施行する。

附 則（昭和五十五年一〇月二四日政令第二七三三号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（昭和五十五年十月二十五日）から施行する。

附 則（昭和五十六年四月二四日政令第一四四号）抄

（施行期日）

1 この政令は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第三十五号）の施行の日（昭和五十六年四月二十五日）から施行する。

附 則（昭和六三年二月二三日政令第二五五号）抄

第一条 この政令は、法の施行の日（昭和六十三年三月一日）から施行する。

附 則（昭和六三年四月二六日政令第一三二号）

附則（昭和六三年四月二六日政令第一三二号）
この政令は、公布の日から施行する。
附則（昭和六三年九月六日政令第二六一号）抄

附則（昭和六三年九月六日政令第二六一号）抄
（施行期日）
この政令は、昭和六十四年四月一日から施行する。

1 この政令は、昭和六十四年四月一日から施行する。
附 則 (昭和六三年二月二日政令第三三二号) 抄
(施行期日)

（施行期日）
1 この政令は、都市再開発法及び建築基準法の一部を改正する法律の施行の日（昭和六十三年十一月十五日）から施行する。

一月十五日) から施行する。
附 則 (平成元年二月二日政令第三〇九号) 抄
(施行期日)

（施行期日）
1 この政令は、道路法等の一部を改正する法律の施行の日（平成元年十一月二十二日）から施行する。

附則（平成二年二月九日政令第三二三号）
この政令は、都市計画法及び建築基準法の一部を

この政令は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律の施行の日（平成二年十二月二十日）から施行する。

附 則（平成二年二月九日政令第三三五号）抄

附則（平成二年二月九日政令第三二五号）抄
（施行期日）
1 この政令は、大都市地域における住宅地等の供給の促

1 この政令は、大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二年法律第六十二号）の施行の日（平成二年十一月二十日）から施行する。

附 則（平成三年一〇月一八日政令第三二四号） 抄

附 則 (平成三年一〇月一八日政令第三二四号) 抄
(施行期日)
1 この政令は、平成四年四月一日から施行する。

1 この政令は、平成四年四月一日から施行する。

附 則 (平成四年七月三十一日政令第二六六号) 抄

(施行期日)

（施行期日）
第一条 この政令は、平成四年八月一日から施行する。
附 則（平成五年二月一〇日政令第一七号）抄
（施行期日）

附則（平成五年二月〇日政令第一七号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、法の施行の日（平成五年四月一日）から施行する。

附則（平成五年五月二日政令第一七〇号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成五年六月二十五日）から施行する。
 附則（平成五年二月二日政令第四一三号）

附則（平成六年二月二六日政令第四一三号）抄
（施行期日）
の施行の日（平成五年六月二十五日）から施行する
第一条 この政令は、去つた施行の日（平成七年四月一日）

（施行期日）
第一条 この政令は、法の施行の日（平成七年四月一日）から施行する。
附 則（平成七年二月二六日政令第三六号）抄
（施行期日）

附則（平成七年六月二十四日政令第三四〇号）抄

附則（平成七年六月二十四日政令第二四〇号）
（施行期日）
第一条 この政令は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（昭和五十六年法律第六十九号）の施行の日から施行する。

（施行期日）
第一条 この政令は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成七年六月二十八日）から施行する。
付則（平成九年二月六日政令第三二五号）

附 則 (平成九年一月六日政令第三二五号)
この政令は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の施行の日(平成九年十一月八日)から施行する。

附則（平成二十一年一月一〇日政令第三五二号）抄

附則（平成二十二年二月一〇日政令第三五二号（施行期日））

第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。
附 則（平成十二年六月七日政令第三一二号）抄
（施行期日）

1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

三年一月六日）から施行する。
附 則（平成一三年三月二八日政令第八四号）抄
（施行期日）

（施行期日）
 第一条 この政令は、法の施行の日（平成十三年四月一日）から施行する。
 附則（平成十三年三月三〇日政令第九八号）抄

附則（平成二三年三月三〇日政令第九八号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）

第一条 この政令は、都市計画法及び建築基準法の一部を
 の施行の日（平成十三年五月十八日。以下「施行日」と
 附則（平成一三年七月四日政令第二三八号）抄

附 則（平成二十三年七月四日政令第二三八号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成十三年八月一日）から施行する。

第一条 この政令は、法の施行の日（平成十三年八月一日）から施行する。

附則（平成十四年一月二三日政令第七号）

この政令は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の

この政令は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法の施行の日（平成十四年五月三十日）から施行する。

附則（平成十四年一月一三日政令第三三二号）抄

附則（平成十四年一月三日政令第三三一号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、建築基準法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十五年一月一日）から

第一条 この政令は、建築基準法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十五年一月一日）から施行する。

附 則（平成十五年一月二日政令第九号） 抄

附 則 (平成一五年一月二二日政令第九号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、高齢者、身体障害者等が円滑に利

第一条 この政令は、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十五年四月一日）から施行する。

施行する。

附 則 (平成一六年四月二一日政令第一六八号) 抄
(施行期日)

（施行期日）
第一条 この政令は、法の施行の日（平成十六年五月十五日）から施行する。
附則（平成十六年二月二十五日政令第三九六号）抄

第一条 この政令は、都市緑地保全法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行期日（平成一六年二月一五日政令第三九六号）抄

第一条 この政令は、都市緑地保全法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十六年十二月十七日。以下「施行日」という。）から施行する。

（処分、手続等の効力に関する経過措置）
改正正法附則第二条から第五条まで及び前二条に規定するもののほか、施行日前に改正法による改正前（その）の法律又はこの法令による改正前（その）の法令の規定によつてした処

第四條改正法附則第二多に於て第五多まで及んで前二多に規定するものには、施行目前に改正法の
分、改正前のそれぞれの法律又はこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定によつて改正
分、手続その他行為であつて、改正法による改正後のそれぞれの法律又はこの政令による改正
後のそれぞれの政令・目當の規定があるものは、これらの規定によつて処分、手続その他行為

後、手続その他の行為であつて、改正法による改正後のその後のそれぞれの政令に相当の規定があるものは、これらの規行為とみなす。

附則（平成二六年二月二十五日政令第三九号） 少

附則（平成一六年二月一五政令第三九九号）抄
（施行期日）

（施行期日）
第一条 この政令は、景観法の施行の日（平成十六年十二月二十八日）から起算し、
附則（平成十七年二月二十八日政令第二四号）抄

(施行期日)
第一条 この政令は、不動産登記法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。

附 則（平成一十七年五月二五日政令第一八二号）
この政令は、景観法附則ただし書に規定する規定の施行の日（平成十七年六月一日）から施行する。

附 則（平成一十七年七月二九日政令第二六二号） 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年九月一日）から施行する。

附 則（平成一十七年一月一六日政令第三三九号） 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成一十七年二月二二日政令第三七二号） 抄

1 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成一十八年六月八日政令第二二三号） 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一十八年九月二二日政令第三一〇号） 抄

1 この政令は、宅地造成等規制法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十八年九月三十日）から施行する。

附 則（平成一十八年一月六日政令第三五〇号） 抄

この政令は、都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年十一月三十日）から施行する。

附 則（平成一十八年二月八日政令第三七九号） 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、法の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

附 則（平成二〇年一〇月三一日政令第三三八号） 抄

1 この政令は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の施行の日（平成二十年十一月四日）から施行する。

附 則（平成二二年二月二五日政令第一三三号） 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二二年四月一日）から施行する。

附 則（平成二三年五月二二日政令第一一九号） 抄

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二四年六月二一日政令第一五八号）

この政令は、津波防災地域づくりに関する法律附則ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十四年六月十三日）から施行する。

附 則（平成二七年一月一五五政令第六号）

この政令は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二七年一月十八日）から施行する。

附 則（平成二七年一月二六日政令第三九二号） 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、行政不服審査法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

附 則（平成二八年一月三〇日政令第三六四号） 抄

(施行期日)
1 この政令は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二九年四月一日）から施行する。

附 則（平成二九年六月一四日政令第一五六号） 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二九年六月十五日）から施行する。ただし、第一条の規定、第二条中都市公園法施行令第十条を同令第十条の二とし、同令第二章中同条の前に一条を加える改正規定並びに第五条から第十六条まで及び第十八条から第二十二条までの規定は、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。

附 則（平成二九年八月一四日政令第二二一号） 抄

1 この政令は、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行の日（平成二九年十二月一日）から施行する。

附 則（平成三〇年一月三一日政令第一九号） 抄

(施行期日)
1 この政令は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年六月一日）から施行する。

附 則（平成三〇年一月九日政令第三〇八号） 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、法の施行の日（平成三十年十一月十五日）から施行する。

第十四条 この政令の施行の日から附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日の前日までの間（次項及び第三項において「経過期間」という。）における附則第二条の規定による改正後の地方住宅供給公社法施行令第二条第一項第二十七号、附則第三条の規定による改正後の地方道路公社法施行令第十条第一項第二十三号、附則第四条の規定による改正後の日本下水道事業団法施行令第七条第一項第二十号及び附則第九条の規定による改正後の地方独立行政法人法施行令第四十条第一項第二十四号の規定の適用については、これらの規定中「第六条ただし書、第八条第一項並びに第三十九条第三項」とあるのは、「第三十九条第三項」とする。

附 則（令和元年六月一九日政令第三〇号） 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、建築基準法の一部を改正する法律の施行の日（令和元年六月二十五日）から施行する。

附 則（令和元年一月七日政令第一五〇号）

この政令は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十一月十六日）から施行する。

附 則（令和二年九月四日政令第二六八号）

この政令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年九月七日）から施行する。

附 則（令和二年一〇月一六日政令第三一三号） 抄

(施行期日)
1 この政令は、法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和二年十二月十五日）から施行する。

附 則（令和三年七月一四日政令第二〇五号）

この政令は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年七月十五日）から施行する。

附 則 (令和三年一〇月二九日政令第二九六号)

この政令は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日(令和三年十一月一日)から施行する。

附 則 (令和四年七月二二日政令第二四九号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、会社法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日(令和四年九月一日)から施行する。

附 則 (令和四年一〇月二八日政令第三三五号)

この政令は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日(令和四年十一月一日)から施行する。

附 則 (令和四年二月二三日政令第三九三号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行の日(令和五年五月二十六日)から施行する。

附 則 (令和五年九月一三日政令第二八〇号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(令和六年四月一日)から施行する。

附 則 (令和六年四月一九日政令第一七二号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(令和七年四月一日)から施行する。